

令和3年度第1回 通常総会議事録

1 日 時 令和3年7月27日（火） 午後3時40分

2 場 所 沖縄県市町村自治会館4階 第4・5・6会議室

3 出 席 者 別添、出席者名簿のとおり

4 役 職 員 座嘉比常務理事、高良事務局長、大城事務局次長
植木保険者支援課長

5 議 題

（専決報告事項）

専決報告第 1号 令和3年度沖縄県国民健康保険団体連合会駐車場管理特別会計歳入歳出補正予算（第1回）について

（報告事項）

報 告 第 1号 提起した訴訟（少額訴訟）の結果について

（議決事項）

議 案 第 1号 令和2年度沖縄県国民健康保険団体連合会事業実績の認定について
議 案 第 2号 令和2年度沖縄県国民健康保険団体連合会一般会計歳入歳出決算の認定について
議 案 第 3号 令和2年度沖縄県国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計歳入歳出決算の認定について
議 案 第 4号 令和2年度沖縄県国民健康保険団体連合会後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出決算の認定について
議 案 第 5号 令和2年度沖縄県国民健康保険団体連合会特定健康診査・特定保健指導等関係業務特別会計歳入歳出決算の認定について
議 案 第 6号 令和2年度沖縄県国民健康保険団体連合会介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出決算の認定について
議 案 第 7号 令和2年度沖縄県国民健康保険団体連合会障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出決算の認定について
議 案 第 8号 令和2年度沖縄県国民健康保険団体連合会母子保健健康診査費審査支払特別会計歳入歳出決算の認定について
議 案 第 9号 令和2年度沖縄県国民健康保険団体連合会駐車場管理特別会計歳入歳出決算の認定について
令和2年度決算監査報告
独立監査人の監査報告書

議 案 第10号 国保総合システムの次期更改に対する国の財政支援に関する決議について

司 会

ただいまより、令和3年度第1回 通常総会を開催いたします。
本日の司会を務めます、総務課 課長補佐の「稻嶺 安洋」です。
よろしくお願ひします。

会議を始めます前に、配布資料を確認します。
本日の資料は、
「令和3年度第1回通常総会議案」
A4縦の「令和3年度第1回通常総会 説明資料」
以上の2種類です。不足があればお申し出ください。

< 配布資料の確認 >

それでは、本日の出席状況について、ご報告いたします。
本日の出席状況は、本人等の出席が36名
書面出席が7名でございます。
よって、国民健康保険法施行令第13条及び第26条の規定により定足数に達しておりますので、本日の総会は成立了ことをご報告申し上げます。

開会にあたり、本会理事長 石嶺 傳實 読谷村長からご挨拶を申し上げます。

< 理事長の挨拶 >

理事長
石嶺傳實
読谷村長

令和3年度「第1回通常総会」を開催するにあたり、ご挨拶を申し上げます。
我が国においては、半世紀ぶりの開催となる「東京オリンピック」が開幕いたしましたが・・・しかし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大は一向に収束することなく、本県においては、現在も「緊急事態宣言」下にあり、飲食業や観光業を中心とした本県の経済や医療提供体制においては、依然として厳しい状況が続いております。

また、各市町村におきましては、新型コロナの収束に向けたワクチンの接種体制の強化に取り組む中、国保の保険者として、地域住民の命と健康を守る最後の砦である国民健康保険の運営にご尽力いただいておりますことに、心より感謝申し上げます。

さて、ご承知のとおり、国保の財政運営の責任主体は、市町村から都道府県へ移行し3年が経過いたします。しかし、本県の国保財政は、「前期高齢者交付金制度」が本県に不利に働いていることなどから、依然として厳しい財政状況が続いております。

そのような中、本日の議案第10号で提案しておりますが、全国の市町村および国保連合会が使用する「次期国保総合システム」の開発費用が百数十億円不足することが見込まれております。

そこで、理事会で審議した結果、保険者や被保険者に新たな負担が生じないよう、国に対する財政措置を求めるための要請決議を理事会提出議案として提案していますので、ご承認くださるようお願いいたします。

最後に、本日の議案は、専決報告事項1件、報告事項1件、議決事項10件となっております。議案につきましては、去る7月8日の理事会で慎重に審議し、本総会へ提出しておりますので、ご審議のうえ、ご承認くださいますようお願い申し上げ、私のご挨拶といたします。

<理事長降壇>

司 会

それでは、議長の選出に移らせていただきます。

議長は、国民健康保険法施行令第12条の規定により総会で選挙することになっております。どなたか立候補又は推薦する方がいらっしゃいますか。

与那原町
照屋町長

はい、与那原町の照屋でございます。

今帰仁村の 久田 浩也 村長を推薦します。

司 会

只今、与那原町の照屋町長より、今帰仁村 の 久田 浩也 村長 を推薦する声がありますが、よろしいでしょうか。

<異議なしの声>

ありがとうございます。

ご異議がございませんので、議長に今帰仁村 の 久田 浩也 村長 を選出したいと存じます。

久田村長、よろしくお願ひいたします。

<議 長 登 壇>

議長	<p>ただいま、議長に選出されました <u>今帰仁村</u> の <u>久田</u> でございます。 本日の議案審議が、円滑に運ばれますよう皆様方のご協力をよろしくお願ひします。</p> <p>なお、議事録署名人につきましては、国民健康保険団体連合会規約第18条の規定により、議長があたることになっております。</p> <p>それでは、これより議事を進めてまいります。</p> <p>はじめに、専決報告第1号を議題とします。 事務局の説明を求めます。</p>
古堅 事務局次長	<p style="text-align: center;">< 事務局説明 ></p> <p>事務局次長の「古堅 一也」です。よろしくお願ひします。</p> <p>(説明資料を掲げながら) これから説明は、資料1「提出議案説明資料」により、ご説明します。 では、2頁をお開きください。</p> <p>この説明資料は、議案名の右端に、括弧書きで議案書の頁番号を記載しておりますので、議案書に目を通される際にご活用ください。</p> <p>なお、説明では、本会の名称であります「沖縄県国民健康保険団体連合会」は省略し、数字につきましては、千の単位で説明します。</p> <p>専決報告第1号は、この駐車場管理特別会計において収益が発生したことから、法人税等を支払うための補正です。</p> <p>その結果、予算の総額に 「321万1千円」増額し、補正後の予算総額を 「986万2千円」としました。</p> <p>なお、専決報告第1号については、業務執行上緊急を要したため、国民健康保険法第86条を準用する同法第25条第2項及び本会規約第32条第2項に基づき、理事長専決処分としました。</p> <p>以上、よろしくお願ひします。</p>

議長

事務局の説明が終わりました。
質問がありましたらよろしくお願ひします。

< 進行の声あり >

議長

それではお諮りします。
本件について、承認することにご異議ありませんか。

<異議なしの声>

議長

ご異議なしと認めます。
よって、本件は承認されました。
次に、報告第1号を議題とします。
事務局の説明を求めます。

< 事務局説明 >

古堅

事務局次長

それでは、4頁をお開きください。
報告第1号は、令和2年度第2回通常総会の議決に基づき、令和3年4月26日那霸簡易裁判所に提訴したところ、同年6月9日に開かれた調停において和解が成立し、同日6月9日に「金85,243円」の振り込みが確認できましたので、ご報告いたします。

以上、よろしくお願ひします。

議長

只今、事務局の説明が終わりました。
質問がありましたらよろしくお願ひします。

< 進行の声あり >

議長

それではお諮りします。
本件を、承認することにご異議ありませんか。

<異議なしの声>

議長

ご異議なしと認めます。
よって、本件は承認されました。

議 長

次は、議決事項の審議に入ります。
議案第1号を議題とします。
事務局の説明を求めます。

< 事務局説明 >

高良
事務局長

事務局長の「高良 昌英」です。よろしくお願ひします。
それでは、6頁の議案第1号をご覧ください。
ローマ数字の「I 一般状況」の1は会員等の状況、2は役員の状況です。
3は事務局の機構及び職員の状況ですが、6課10係で職員が48名、専門員・
相談員・臨時職員を合わせ158名が業務に従事しています。

また、4の診療報酬審査委員会、5の柔道整復療養費審査委員会、
6のはり師、きゅう師及びあん摩マッサージ師にかかる療養費審査委員会、
7の介護給付費等審査委員会を、設置・運営しています。

古堅
事務局次長

次に、7頁をご覧ください。
ローマ数字「II 事業実施状況」ですが、総会において議決された事業計画
及び関係規定に基づき、適正な事業運営に努めました。

まず、「1 本会運営に関する事業」では、
(1)の総会、(2)理事会、(3)の監事会を開催しました。
また、(4)の国保事業推進幹事会では、理事会に提案する議案等を審議いただきました。

(5)独立監査人による決算・期中監査及び(6)職員による部内監査を実施しました。

「2 国保制度改革強化推進事業」では、国保制度の安定化を図るため、
(1)の「国保制度改革強化全国大会」が令和2年11月に開催され、医療保険制度の一本化を図ることなどを決議し、(2)の国保制度改革のための陳情活動を展開しました。

次に、8頁をお開きください。
「3 育成指導・事業振興に関する事業」では、国保を取り巻く情勢や実務的な情報を提供する目的で、(1)の【市町村職員等を対象とした会議や研修会】から、9頁の(4)【統計資料の作成】事業を行いました。

植木
保険者支援
課長

保険者支援課長の「植木 覚」です。よろしくお願ひします。

10頁をお開きください。

続いて、「4 国保広報共同事業」では、国保制度の趣旨を広く県民にPRするため、(2) テレビ及びラジオ等による「3分間番組 がんじゅうタイム」や「国保税(料) 納付促進」等のCMを放送しました。

続いて、12頁をお開きください。

「5 第三者行為求償事務処理事業」では、損害賠償請求事務を実施し、「1億8,447万2千円」を損保会社等から収納しました。

「6 レセプト点検事務共同事業」では、コンピューターによるチェックや、医療事務の資格を持った職員による二次点検を実施し、

(3) 処理状況のとおり、過誤調整にて「64万点」、再審査にて「1,371万3千点」を査定しました。

13頁をご覧ください。

次に、「7 保健事業に関する事業」では、

(1) 【特定健診等費用決済業務等の実施】では、年間「11万9千件」、「8億8,204万3千円」の費用決済を行いました。

ここで赤い点線囲み枠をご覧ください。

令和2年度特定健診受診率の速報値ではございますが、5月末時点で「30.7%」、昨年の同時期に比べ「6.6」ポイント減少しております。

(2) の【国保・後期高齢者ヘルスサポート事業の実施】では、

ア及びイの事業をとおして保健師等専門職の資質向上を図りました。

14頁をお開きください。

(6) の【沖縄県保険者協議会との連携】では、各医療保険者と連携して、地域における保健事業を通して沖縄県民全体の健康保持増進を図るための事業を実施しました。

15頁をご覧ください。

【ウ 保健師、管理栄養士等に対する特定保健指導等研修会の開催】では、

①データヘルス推進事業に係る研修、②特定保健指導等研修を開催しました。

大城 事務局次長	<p>事務局次長の「大城 博之」です。よろしくお願ひします。</p> <p>次に、16頁をお開きください。</p> <p>「8 診療報酬審査支払事業」では、毎月約77万6千件のレセプトの診療報酬を保険医療機関等へ支払うため、効率的かつ効果的な事業運営に努めました。</p> <p>(1) の国保、後期及び公費負担医療に関する診療報酬審査支払の実施では、前年度に対し国保の被保険者数は「99.27%」、診療報酬支払額は「96.84%」、また、後期高齢者医療では、被保険者数「98.60%」、診療報酬支払額「95.26%」と共に減少しています。</p>
植木 保険者支援 課長	<p>次に、17頁をご覧ください。</p> <p>「9 保険者事務電算共同処理事業・後期高齢者医療事務電算処理事業」では、保険者の事務の合理化や経費節減を図るため、保険者に共通する(1)から(6)の事業を実施しました。</p> <p>また、(7) 資格喪失後受診レセプトの保険者間調整業務では、県内30保険者において「1億9千519万1千円」を協会けんぽから国保へ取り戻しました。</p>
	<p>続いて、「10 医療費助成事業」では、子育て支援や市町村が行う受給者への支払事務の簡素化を図るため、(1) こども医療費助成事業「自動償還方式」から(4) 重度心身障害者医療費助成事業「自動償還方式」まで、市町村の医療費助成事業を支援しました。</p>
	<p>次に、18頁をお開きください。</p> <p>「11 国保保険者標準事務処理事業」では、国保改革に伴う新たな保険者事務が効率的に実施されるよう(1)から(3)のシステム運用及び導入支援を行いました。</p> <p>続いて、「12 介護保険関係事業」では、審査支払事業を適正に実施するとともに、保険者における介護給付適正化対策の支援に努め、介護サービス苦情処理については、関係機関との連携・協力を図り的確に対処しました。</p> <p>19頁をご覧ください。</p>

(8) 介護保険広報共同事業の実施では、イ テレビ及びラジオ等による広報活動として、天気予報フィラーによる「ちゃへがんじゅう体操」、「認知症」のCM放送や介護予防の啓発・周知を目的とした教材的動画（DVD）を制作し配布しました。

20頁をお開きください。

「13 障害者総合支援法関係事業」では、障害介護給付費及び障害児給付費の審査支払事業を迅速的確に実施し、市町村業務の軽減を図りました。

大城
事務局次長

「14 新型コロナウイルス感染症対策関連事業」では、国及び県からの依頼により次の事業を実施しました。

(1) 医療機関の資金繰り対策としての診療報酬の概算前払いでは、新型コロナウイルス感染症に伴う一時的な受診控え等により、資金調達が困難で、概算前払いを希望する医療機関に対し支援を行うもので、

希望した医療機関が20機関、国保と後期併せて「1千586万6千円」を概算前払いしました。

(2) 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業では、新型コロナウイルス感染症に対する医療機関の医療提供等に対し、県から慰労金、支援金を給付する事業の支援を行いました。

その結果、医療保険、介護保険、障害福祉の医療機関等が「7,406件」、慰労金「59億58万3千円」、支援金「37億7,405万8千円」の給付等を行いました。

なお、慰労金とは、医療機関等に勤務しコロナ患者と接する医療従事者や職員に対し給付されたもので、支援金とは、コロナ感染拡大防止対策等に要する費用が給付されたものです。

植木
保険者支援
課長

次に、21頁をご覧ください。

「15 母子保健健康診査費審査支払事業」では、市町村が実施する母子保健事業を支援するため、母子保健健康診査費用の決済事務等を実施し、

支払確定件数は「22万3千件」で、

支払確定額は「13億8,670万4千円」であります。

古堅
事務局次長

続いて、「16 国保の広域化支援業務」では、沖縄県国民健康保険運営方針に定める施策の実施に関し（1）～（4）の協力を行いました。

古堅 事務局次長 「17 国への財政支援要請」では、沖縄県他、関係団体と共に、令和2年9月と11月に沖縄県の国民健康保険事業に対する国への財政支援要請行動に參加しました。

次に、22頁をお開きください。

本会の財産目録ですが、1と2は土地と建物の所有状況です。

3の預金は、一般会計のほか7つの特別会計の預金残高で、「1億1,472万4千円」、4の積立金は総額で「15億7,330万円」となっています。

次に、24頁をお開きください。

この表は、本会が行っている事業の一覧表ですが、37事業のうち22の事業が平成20年度以降、新たに開始した事業となっており、今後も保険者の皆様の負託に応えていけるよう準備を進めて参ります。

以上が、令和2年度の事業実績です。よろしくお願ひします。

議長 只今、事務局の説明が終わりました。

質疑がありましたら、よろしくお願ひします。

< 進行の声あり >

議長 それではお諮りいたします。

議案第1号を、認定することにご異議ありませんか。

< 異議なしの声 >

議長 ご異議なしと認めます。

よって、本件は認定されました。

次に、議案第2号から第9号までを一括議題とします。

事務局の説明を求めます。

< 事務局説明 >

高良 事務局長 26頁、27頁をお開きください。

令和2年度における各会計の決算状況を説明する前に、一般会計のほか7つの特別会計の歳入歳出決算総括表等により全体概要をご説明します。

高良 事務局長	<p>27頁の右下をご覧ください。</p> <p>全会計の歳入総額は、「4,252億9,263万8千円」で 歳出総額が、「4,251億7,791万4千円」となり 差引残額が、「1億1,472万4千円」となっています。</p>
	<p>次に、28頁をお開きください。</p> <p>この3つの表は、全会計の決算状況を 1「診療報酬等の支払勘定」、 2「支払勘定的な支出」、3「実質の事務・管理費」に分類したものです。</p>
	<p>以上が、令和2年度 歳入歳出決算状況の全体概要です。</p>
古堅 事務局次長	<p>それでは、29頁をご覧ください。</p> <p>議案第2号からの決算の説明は、歳入歳出の主な増減を説明します。</p> <p>まず、歳入3款 県支出金の減は、県から委託を受けた医療費データ分析事業等の経費が低減され委託金が減少したためです。</p> <p>5款 繰入金の減は、経費等の低減等により歳出に見合った額に減額しました。</p>
	<p>次に、歳出2款 総務費の不用額は、歳入3款と同様な理由によるものです。</p> <p>3款 事業費の不用額は、予定された会議等が新型コロナウイルスの影響により中止となり、県外出張等の旅費の支出がなかったためです。</p>
	<p>その結果、一般会計の決算額は</p> <p>歳入が、「4億6,431万円」で 歳出が、「4億1,948万5千円」となり 差引残額は、「4,482万5千円」で、翌年度繰越となります。</p>
大城 事務局次長	<p>次に、30頁をお開きください。</p> <p>議案第3号についてですが、歳入1款 手数料の減は、レセプト取扱件数が減少したためです。</p>
	<p>4款 県支出金の減は、新型コロナ慰労金・支援金の金額が見込みを下回ったためです。</p> <p>10款 諸収入の減は、保険者間調整療養費受入金が当初見込みより下回ったことによるものです。</p>
	<p>次に、31頁をご覧ください。</p> <p>歳出1款 総務費の不用額は、事務経費等の低減等によるものです。</p> <p>5款 事業費の不用額は、歳入4款と同様の理由によるものです。</p> <p>7款 諸支出金の不用額は、歳入10款と同様の理由によるものです。</p>

その結果、業務勘定の決算額は、
歳入が、 「73億4,301万6千円」で
歳出が、 「73億2,953万4千円」となり
差引残額は、 「1,348万2千円」で、翌年度繰越となります。

次に、32頁をお開きください。

国民健康保険診療報酬支払勘定の決算額は、
歳入が、 「1,121億6,473万円」で
歳出が、 「1,121億5,618万6千円」となり
差引残額は、 「854万4千円」で、翌年度繰越となります。

続いて、公費負担医療に関する支払勘定の決算額は、

歳入が、 「56億1,430万7千円」で
歳出が、 「56億374万1千円」となり
差引残額は、 「1,056万6千円」で、翌年度繰越となります。

次に、33頁をご覧ください。

出産育児一時金等に関する支払勘定の決算額は、
歳入歳出ともに「9億1,064万3千円」で、差引残額はありません。

次に、34頁をお開きください。

議案第4号についてですが、歳入

1款 手数料の減は、レセプト取扱件数が減少したためです。

3款 第三者行為損害賠償求償金受入金の減は、受託件数が減少したためです。

4款 繰入金の減は、システム機器等の入札結果により減価償却積立引当資産からの繰入を減額したためです。

続いて、歳出1款 総務費の不用額は、事務経費等の低減等によるものです。

4款 事業費の不用額は、各事業の事務経費の低減等によるものです。

7款 第三者行為損害賠償求償金支出金の不用額は、歳入3款と同様の理由によるものです。

その結果、業務勘定の決算額は、

歳入が、 「6億1,808万6千円」で
歳出が、 「6億1,004万3千円」となり
差引残額は、 「804万3千円」で、翌年度繰越となります。

大城 事務局次長	<p>次に、35頁をご覧ください。</p> <p>後期高齢者医療診療報酬支払勘定の決算額は、 歳入歳出とともに「1,338億2,511万6千円」で、差引残額はありません。</p> <p>続いて、公費負担医療に関する診療報酬支払勘定の決算額は、 歳入が、「5億4,498万3千円」で 歳出が、「5億4,498万1千円」となり 差引残額は、「1千円」で、翌年度繰越となります。</p>
植木 保険者支援 課長	<p>次に、36頁をお開きください。</p> <p>議案第5号についてですが、 歳入5款 繰入金の減は、システム機器の入札結果等により、 減価償却積立引当資産からの繰入を減額したためです。 7款 諸収入の減は、県から委託を受けた国保ヘルスアップ支援事業の 一部が、後に国庫補助対象外となって中止となり、委託金が減少 したためです。</p>
	<p>続いて、 歳出1款 総務費の不用額は、歳入5款及び7款と同様の理由によるもの です。</p> <p>その結果、決算額は、 歳入が、「1億5,265万1千円」で 歳出が、「1億5,203万9千円」となり 差引残額は、「61万2千円」で、翌年度繰越となります。</p>
	<p>次に、37頁をご覧ください。</p> <p>特定健康診査・特定保健指導等費用支払勘定の決算額は、 歳入歳出とともに「8億8,204万3千円」で、差引残額はありません。</p>
	<p>次に、38頁をお開きください。</p> <p>議案第6号についてですが、 歳入3款 県支出金の減は、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業の申請 件数が見込みより減少したためです。 5款 主治医意見書料受入金の減は、取扱件数が減少したためです。</p> <p>続いて、 歳出5款 主治医意見書料支出金の不用額は、歳入5款と同様の理由です。 10款 事業費の不用額は、歳入3款と同様の理由です。</p>

植木
保険者支援
課長

その結果、業務勘定の決算額は、
歳入が、「26億9,337万4千円」で
歳出が、「26億8,026万5千円」となり
差引残額は、「1,310万8千円」で、翌年度繰越となります。

次に、39頁をご覧ください。

介護給付費支払勘定の決算額は、
歳入が、「1,038億3,369万4千円」で
歳出が、「1,038億3,361万9千円」となり
差引残額は、「7万5千円」で、翌年度繰越となります。

続いて、公費負担医療等に関する報酬等支払勘定の決算額は、

歳入が、「20億6,424万5千円」で
歳出が、「20億6,420万7千円」となり
差引残額は、「3万8千円」で、翌年度繰越となります。

次に、40頁をお開きください。

議案第7号についてですが、

歳入6款 県支出金の減は、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業の申請件数が見込みより減少したためです。

続いて、

歳出6款 事業費の不用額は、歳入6款と同様の理由です。

その結果、業務勘定の決算額は、

歳入が、「11億8,512万7千円」で
歳出が、「11億7,740万円」となり
差引残額は、「772万6千円」で、翌年度繰越となります。

続いて、障害介護給付費支払勘定の決算額は、

歳入歳出ともに「515億8,668万7千円」で、差引残額はありません。

次に、41頁をご覧ください。

議案第8号についてですが、

歳入1款 健康診査費受入金の減は、乳幼児精密検査等の費用が当初見込みを下回ったためです。

植木 保険者支援 課長	<p>歳出1款 健康診査費支出金の不用額は、歳入1款と同様の理由です。 2款 健康診査費支払事業費の不用額は、費用決済システム改修費の 低減によるものです。</p> <p>その結果、決算額は、 歳入が、「14億454万8千円」で 歳出が、「14億6万円」となり 差引残額は、「448万7千円」で、翌年度繰越となります。</p>
古堅 事務局次長	<p>次に、42頁をお開きください。 議案第9号についてですが、 歳入1款 使用料及び手数料の増は、当初想定した人数より契約台数が増えたためです。</p> <p>続いて、歳出1款 駐車場費の不用額は、管理経費の低減によるものです。 3款 諸支出金の不用額は、租税納付金が見込みより低かったことによるものです。</p> <p>その結果、決算額は、 歳入が、「506万9千円」で 歳出が、「185万8千円」となり 差引残額は、「321万1千円」で、翌年度繰越となります。</p>
	<p>以上が、令和2年度の各会計の決算でございます。</p> <p>これらの各会計の決算につきましては、43頁と44頁にありますように「監事による決算の監査」と「独立監査人による決算監査」を受けていることを、ご報告いたします。</p> <p>只今ご説明しました、議案第3号から第7号の特別会計業務勘定から発生した剰余金につきましては、法人税の課税対象となります。国税庁通知に基づく計算を行った後、黒字判定ならば、その金額を黒字となった会計で按分のうえ、令和3年度の手数料と相殺して清算を行います。</p> <p>なお、一般会計及び国保業務勘定につきましては、令和3年度に過年度分国庫補助の返還が発生することから、返還請求通知が届き次第、決算剰余金から返還する予定です。</p> <p>以上、よろしくお願いします。</p>

議長

事務局の説明が終わりました。
質疑がありましたら、よろしくお願いします。

< 進行の声あり >

議長

それではお諮りいたします。
議案第2号から第9号まで、認定することにご異議ありませんか。

< 異議なしの声 >

議長

ご異議なしと認めます。
よって、ただいまの8件は認定されました。

次に、議案第10号を議題とします。
事務局から説明してください。

< 事務局説明 >

高良
事務局長

それでは、45頁をお開きください。議案第10号についてご説明いたします。

国の意向を踏まえた国保総合システムの更改は、開発費用が全国で百数十億円不足する見込であることから、全国の国保連合会が加盟する国保中央会の総会が6月29日に開催され、その総会において、「保険者や被保険者に負担が生じないよう、国の責任において必要な財政措置を求める要請活動を行う」ことを決議し、7月6日に厚生労働大臣や厚生労働省幹部、あるいは自民党前総務会長と面談し決議書を手渡したところです。

本県では、この要請活動をより確実なものとしていくため、本県選出国会議員に対しても要請活動を展開した方がよいと考えております。

なお、この決議書が採択された場合は、8月上旬に沖縄県、市長会、町村会などと予定している「本県の国民健康保険事業に対する財政支援」要請の際に本県選出の国会議員の皆様へ要請を行う予定ですが、「新型コロナ」の影響等がございますので、日程が流動的であること、また、要請活動は渡航人数を絞って実施することをご報告申し上げます。

以上が、事務局からの説明でございます。

議長

事務局からの説明は終わりました。
それではここで、提出者である理事会から提案理由を説明してください。
< 宮城 功光 大宜味村長登壇 >

副理事長
宮城功光
大宜味村長

大宜味村長の「宮城 功光」です。

議案第10号につきましては、理事会で協議した結果、理事会提出議案として提出することに意見の一致を見ましたので、提出者を代表して、私の方から決議文を読み上げて提案理由とします。

< 決議文の朗読 >

決 議

国保中央会・国保連合会が開発運用している「国保総合システム」は、国保制度等の基盤を支える極めて公共性の高い重要なインフラであるが、令和6年3月に機器の保守期限が到来するため、システムの更改を行うこととしている。

こうした中、国保総合システムのあり方については、政府の規制改革実施計画及び厚生労働省の検討会等において、クラウドサービスの利用や支払基金新システムとの整合性の確保等が求められており、国保中央会・国保連合会としては、これらに積極的に取り組んでいく決意である。

しかしながら、この改革を実現するためには、国保総合システムの更改内容を大幅に見直さざるを得ず、国保中央会の試算によれば国保中央会・国保連合会が準備している財源を全額充てても、令和4年度・5年度の合計で百数十億円もの財源不足が生じる見込みである。国保連合会ではその不足財源を賄うためには、保険者等から徴収する審査支払手数料等を引き上げて対応せざるを得ないが、国保保険者及び後期高齢者医療広域連合は財政基盤が脆弱な上、新型コロナウィルス感染症の影響により被保険者の所得が下がっており、この費用を保険料（税）の引き上げで負担することは到底不可能である。

よって、国の意向を踏まえ実施する次期国保総合システムの更改に係る経費については、保険者や被保険者に負担が生じないよう、国の責任において必要な財政措置を講じるよう強く要望する。

右、決議する。

令和3年7月27日

沖縄県国民健康保険団体連合会通常総会

沖縄県選出国会議員あて要請いたします。

以上で提案理由の説明は終わります。

会員各位のご賛同をよろしくお願ひいたします。

国保事業の安定のために、ともに頑張りましょう。

議長

只今、決議文が読み上げられました。
県内市町村の総意として、要請行動を行うことでよろしいでしょうか。

< 異議なしの声 >

議長

ご異議なしと認めます。
よって、本件は原案のとおり可決されましたので、本県選出国会議員へ要請行動を行ってもらいます。

以上で、すべての審議が終了しました。
これで、議長の任を終了させていただきます。
皆様のご協力、ありがとうございました。

< 議長降壇 >

司会
稻嶺補佐

久田 今帰仁村長、誠にありがとうございました。
これをもちまして、令和3年度第1回通常総会を終了いたします。
どうもありがとうございました。

<閉会>

沖縄県国民健康保険団体連合会規約第18条の規定により、ここに署名する。

今帰仁村長

久田 今帰仁

令和3年度第1回通常総会出席者名簿

	市町村長名	本人	書面	代理	欠席	代理人		市町村長名	本人	書面	代理	欠席	代理人
那覇市	城間幹子		○					豊見城市	山川仁		○		
うるま市	中村正人			○		市民部長		八重瀬町	新垣安弘	○			
沖縄市	桑江朝千夫		○					与那原町	照屋勉	○			
宜野湾市	松川正則	○						南風原町	赤嶺正之	○			
宮古島市	座喜味一幸		○					久米島町	大田治雄	○			
石垣市	中山義隆		○					渡嘉敷村	座間味秀勝	○			
浦添市	松本哲治			○		国民健康保険課長		座間味村	宮里哲	○			
名護市	渡具知武豊		○					粟国村	高良修一	○			
糸満市	當銘真栄			○		国民健康保険課長		渡名喜村	桃原優	○			
国頭村	知花靖	○						南大東村	仲田建匠	○			
大宜味村	宮城功光	○						北大東村	宮城光正	○			
東村	當山全伸	○						伊平屋村	伊礼幸雄		○		副村長
今帰仁村	久田浩也	○						伊是名村	前田政義	○			
本部町	平良武康	○						多良間村	伊良皆光夫	○			
恩納村	長浜善巳	○						竹富町	西大舛高旬	○			
宜野座村	當眞淳	○						与那国町	外間守吉	○			
金武町	仲間一	○						南城市	瑞慶覽長敏		○		市民部長
伊江村	島袋秀幸	○						医師国保	—		○		副理事長
読谷村	石嶺傳實	○						沖縄県	玉城康裕		○		保健医療部医療企画統括監
嘉手納町	當山宏	○											
北谷町	野国昌春	○											
北中城村	比嘉孝則			○		副村長							
中城村	浜田京介	○											
西原町	崎原盛秀	○											
小計(24)		15	5	4				小計(19)		14	2	3	

会員数 43

本人出席	29人
書面出席	7人
代理出席	7人
	43人

欠席

人

沖縄県国民健康保険団体連合会

